



# 平成26事業年度監事監査報告書

平成27年6月17日

独立行政法人教員研修センター  
理事長 高岡 信也 殿

独立行政法人教員研修センター

監事 梅村 正信   
監事 橋本 都 

私共は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、平成26事業年度の独立行政法人教員研修センター（以下、「法人」という。）の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、その結果を下記のとおり提出します。

## 記

### 1 監査の方法の概要

平成27年4月1日に監事に就任の後、就任前の期間における監査事項については前任監事より説明を聴くとともに、理事長、理事、その他役職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努め、役員会等重要な会議に出席し役職員の職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査法人ブレインワークから監査計画、監査の方法、監査結果について説明を受け、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、月次監査結果と併せて検討を加えるとともに、内部統制やその他の業務の状況についても監査を行いました。

### 2 監査結果

#### (1) 業務の監査結果

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、内部統制に関するシステムの見直しが図られ、業務方法書への記載内容も相当であると認める。内部統制システムに関する事、その他役員の職務の執行については、指摘すべき重大な事項は認められない。

#### (2) 会計の監査結果

- ① 予算の執行及び資金の運用の状況、金銭の出納管理、契約の状況等について、関係帳簿及びその他証拠書類に基づき監査を実施した結果、計数・内容とも適正であると認める。
- ② 独立行政法人通則法第38条に基づき作成された財務諸表は、独立行政法人会計基準等に準拠して作成されており、法人の財務状況、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。

- ③ 決算報告書は、法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

3 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「教員研修センターについては、間接業務等を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施する。」と定められたことを踏まえ、初めての「教育長セミナー」を開催（平成27年2月21日、22日）するなど、法人の機能強化に取り組んでいるものと認める。また、同閣議決定で、「4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。」と定められたことを踏まえ、物品の共同調達、間接事務の共同実施及び職員研修の共同実施について実施可能なものから順次実行を開始しているものと認める。

4 是正又は改善を要する事項

定期監査に関わる事項については、特になし。